（退職共済年金の加給年金額加算事由該当の届出）

第十五条　退職共済年金の受給権者（廃止前農林共済法第三十八条第一項に規定する加給年金額が計算されていなかった者に限る。）は、当該退職共済年金に同項の規定により加給年金額が加算されることとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

三の二　加給年金額の対象者となるべき者（第五号に規定する配偶者を除く。）があるときは、その者の個人番号

四・五　（略）

2・3　（略）

（障害者特例の請求）

第二十三条　廃止前農林共済法附則第九条第一項に規定する特例の適用を請求する廃止前農林共済法附則第七条の規定による退職共済年金（廃止前農林共済法第三十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

四の二　加給年金額の対象者となるべき者（第六号に規定する配偶者を除く。）があるときは、その者の個人番号

五～七　（略）

2　（略）

第二十八条の二　前条第一項の規定に該当する者が、廃止前農林共済法施行令別表第一に定める程度の障害の状態に該当することとなったときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、附則第五十条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一～三　（略）

四　加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号並びにその者が受給権者によって生計を維持している旨

五　（略）

2・3　（略）

（併給の調整による支給停止の解除の申請等）

第五十条　廃止前農林共済法第二十三条の二第三項の規定により年金である給付の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

四の二　加給年金額の対象者（次号に規定する者を除く。）があるときは、その者の個人番号

五　（略）

2～5　（略）

第五十一条　廃止前農林共済法第二十三条の三第一項の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

（退職共済年金の加給年金額加算事由該当の届出）

第十五条　退職共済年金の受給権者（廃止前農林共済法第三十八条第一項に規定する加給年金額が計算されていなかった者に限る。）は、当該退職共済年金に同項の規定により加給年金額が加算されることとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四・五　（略）

2・3　（略）

（障害者特例の請求）

第二十三条　廃止前農林共済法附則第九条第一項に規定する特例の適用を請求する廃止前農林共済法附則第七条の規定による退職共済年金（廃止前農林共済法第三十七条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

五～七　（略）

2　（略）

第二十八条の二　前条第一項の規定に該当する者が、廃止前農林共済法施行令別表第一に定める程度の障害の状態に該当することとなったときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、附則第五十条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一～三　（略）

四　加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び基礎年金番号並びにその者が受給権者によって生計を維持している旨

五　（略）

2・3　（略）

（併給の調整による支給停止の解除の申請等）

第五十条　廃止前農林共済法第二十三条の二第三項の規定により年金である給付の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

五　（略）

2～5　（略）

第五十一条　廃止前農林共済法第二十三条の三第一項の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）